

薬第27号
令和4年4月8日

関係団体の長 様

岐阜県健康福祉部薬務水道課長

「コロナ社会を生き抜く行動指針」の改定について（周知）

日頃は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記行動指針を改定しましたので、貴団体におかれましても、御協力・周知をお願い致します。

○添付書類

新旧対照表

「コロナ社会を生き抜く行動指針」全文は岐阜県ホームページで御参照できます。

○岐阜県ホームページURL

【県民・事業者の皆さまへ】「コロナ社会を生き抜く行動指針」について

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>>

所 属	岐阜県健康福祉部薬務水道課 毒劇物・水道係、薬事麻薬係		
担当係長	伊 藤	担当	上野、三好
T E L	058-272-1111（内線2576、2574）		
E-mail	c11224@pref.gifu.lg.jp		

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表(令和4年4月1日変更)

新	旧
<p>1 県民の皆さまへ (略)</p> <p>2 事業者の皆さまへ (略)</p> <p>3 イベント等について (略)</p> <p>4 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>申込方法</u></p> <p>○ <u>申込書と宣言書を窓口へ提出するか、専用ウェブページから申し込みしてください。</u></p> <p><u>※専用ウェブページは4月中旬ごろの開設を予定しております。</u></p> <p>(3) ステッカー配布</p> <p>○ <u>郵送により配布します。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>参考：感染体験談 (略)</p>	<p>1 県民の皆さまへ (略)</p> <p>2 事業者の皆さまへ (略)</p> <p>3 イベント等について (略)</p> <p>4 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>申請方法</u></p> <p>○ <u>申込書と宣言書を事業所・店舗が所在する市町村窓口へ提出してください。</u></p> <p>(3) ステッカー配布</p> <p>○ <u>県または市町村から郵送等により配布します。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>参考：感染体験談 (略)</p>